

連載

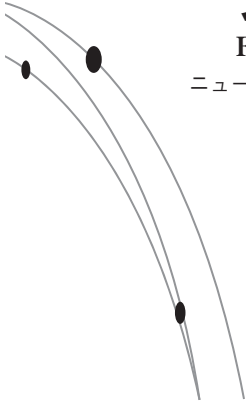
フィールド・アイ

Field Eye

ニューヨーク・ルーヴェンから——②

東京大学 土岐 将仁

Masahito Toki



ニューヨークで始めたベルギー滞在の準備

筆者は2年間の研究専念期間をいただいております、2年目の現在をベルギー王国のルーヴェン・カトリック大学法学・犯罪学部の労働法研究所にて過ごしている。1年目のニューヨーク滞在開始後間もなく、ベルギーの受入先からビザの前提となるシングル・パーミット（就労滞在許可証）取得に必要な書類一覧が送付された。そのため、書類の準備はニューヨークで進めることとなった。書類の準備を進める過程で、日本と、アメリカやベルギー（ヨーロッパ）と雇用慣行の違いに思いが及ぶことがあった。

まず、必要となったのは、日本の勤務先との雇用契約書である。しかし、筆者はアメリカにいたので、手元に雇用契約書を持っているはずがない。そもそも、労働条件通知書は受け取ったものの雇用契約書を取り交わした記憶もなく（労働法研究者としてはよくないのかもしれないが）、2つの意味で困惑することとなった。日本の勤務先に状況を相談したところ、雇用契約書は作成しておらず、労働条件通知書の翻訳で対応して欲しいとの回答を得て、一時帰国時に、原本を探して対応することができた。この際に思い出したのが、口頭でも雇用契約が成立する日本と異なり、外国には書面でないと雇用契約が成立しないという要式性を求める法制があることで、ヨーロッパはそうだったか、ということである。ただ、調べてみると、雇用契約一般に書面が必要なドイツとは異なり、ベルギーは期間の定めのある雇用契約など一定の契約には書面が必要であるが、期間の定めのない契約ならば書面は不

要なようである。もっとも、実務上は期間の定めのない契約でも雇用契約書を作ることが一般的という。事情を説明したこともあり、結果的には労働条件通知書で問題は指摘されずにすんだ。

犯罪歴証明書には、日米における犯罪歴の扱いの違いを実感させられた。筆者は、ニューヨークのベルギー領事館でビザの手続きをする可能性もあったため、日本とアメリカの犯罪歴証明書が必要になった。筆者の場合は、飽くまで長期滞在のために証明書が必要になったに過ぎないが、ちょうど日本版DBS制度の準備が進められていたこともあり、手続きを通じて日米の犯罪歴に対する機敏さへの認識の違いや従業員の採用時に犯罪歴をどの程度調べるか、という点を想起させられた。

まず、アメリカの犯罪歴証明書である。必要とされたのは連邦政府のもので、連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation, FBI）に請求する。FBIなど映画かドラマの世界の話で、自分が関わりを持つことなど御免被りたいと思っていたが、幸いにも直接に接触する機会はなかった。というのは、所定のWebサイトで証明書の発行申請をして手数料を払った後に、アメリカ合衆国郵便公社（United States Postal Service, USPS）の郵便局の電子端末で指紋採取をすれば、犯罪歴証明書が電子データで閲覧可能になった旨の電子メールがすぐに送られてくるからである。ただ、ベルギーの手続きでは、証明書にアポストイーユを要するため、紙媒体が必要になる。そこで、メール受信後、所定のWebサイトから紙媒体を請求するのであるが、驚いたことに、それは、ペラペラの封筒で配達記録証明もつかない普通郵便（アメリカではしばしば紛失することもある）で送られてきた。

次に、日本の犯罪歴証明書（警察証明）であるが、日程の都合上、在ニューヨーク日本国総領事館を通じて証明書の入手とアポストイーユの手続きをすることとした。手順は、アメリカのようにオンライン化されておらず、①領事館で専用の指紋採取カードを受け取り、②アメリカの警察署で指紋採取をして、③それを領事館に提出し、④証明書が仕上がったら本人が受け取りに出頭するという流れである。②は、警察署で行うのがポイントとされ、というのは、アメリカでは、後述の事情もあって民間企業による指紋採取サービスが存在するためである¹⁾。

筆者が住んでいたマンハッタンの警察署における指紋採取は予約制であったが、2024年11月の時点で2カ月先まで予約が一杯であった。指紋採取カード提出後、犯罪歴証明書の発行まで2~3カ月を要するため、これを待つとシングル・パーミットの手続きに支障を来たすおそれがあった。領事館に事情を説明したところ、ホワイトプレーンズ（マンハッタンから近郊電車で45分ほど）の警察署であれば、予約なしで指紋採取できるとの情報を得て、2024年中に無事に指紋採取も完了した。対応してくれた警察官は親切で、経験30年のベテランなので俺に任せろ、といってくれたが、人差し指の欄に別の指を押捺されたときは、予備の指紋採取カードもなかったので大いに慌てた。アメリカのカードとは指の配置が違うとのことであったが、押し間違いの記載をしてくれたこともあり、最終的には厳封された証明書を受け取ることができた。

アメリカでは、一般的に犯罪歴を秘匿する利益がプライバシーとして保護されるとは考えられていないようであり、企業が従業員を採用する際のバックグラウンドチェックにおいても、どこかの段階で犯罪歴を調査するのが一般的である²⁾。厳封され本人に直接交付される日本の犯罪歴証明書に対して、やや無防備にも見えるペラペラの封筒で送られてきたFBIの犯罪歴証明書は、犯罪歴の秘匿性が低いと考えられていることを示すようであった。また、指紋採取を行う民間企業の存在やFBIの犯罪歴証明書がオンラインで容易に取得できるのも、犯罪歴が従業員採用など雇用上の目的で使用されることが一般的であることにも起因するのであろう（なお、民間のバックグラウンドチェック会社もあるようで、公的な犯罪歴証明書がいつも必要になるわけではないようではある）。

ところで、日本の犯罪歴証明書は、「ベルギー関係機関御中」との表示がある、名宛人以外が開封した場合には無効となると記載された封筒に在中しており、本人による開封も想定されていないようであった。日本における犯罪歴の秘匿性の高さに配慮したものと思われるが、これがシングル・パーミットの手続きを進めるにあたって筆者に災いをもたらした。すなわち、手続きに際しては、受入先に必要書類を電子データで送ることになっている。そのため、日本にいれば、証明書を在日本ベルギー大使館に送付すると大使館が開封して還付してくれるが、筆者はアメリカ滞在中で

あった。そこで、受入先がアウトソースしていた専門業者と相談の上、ニューヨークのベルギー領事館に、厳封された証明書、在日本ベルギー大使館の説明書を持参して相談に向かった。ところが、領事館の担当官は、シングル・パーミットは所掌外で受入先の地元を管轄する移民局へ問い合わせるよう指示するだけで、封筒を開封してくれなかった。アメリカの証明書は厳封されていないことも影響したのかもしれない。専門業者も、それは奇妙だ、という反応で筆者としては困惑するしかなかったが、当面は、開封せずに手続きを進めることになった。しかし、後に申請が差し戻され、専門業者の指示で、結局、非常の手段として自分で開封して、電子データを送ることとなった。

シングル・パーミットには3カ月かかるといわれており、4月中頃には一式の送付が一応完了した。ところが、その後、大型連休直前に勤務先の協力が必要な追加書類が要請されたこと、上記申請の差戻し、規制強化に伴い2025年夏期のシングル・パーミットの処理には遅延が生じていたことが重なり、結局、筆者のベルギー渡航は当初の予定から大幅に遅れた。書類の準備を始めてからほぼ1年が経過しており、準備した書類の種類も20種類近くになっていた。振り返ってみると、アメリカのビザ発給手続きは比較的スムーズであった。筆者が手続きを行った2024年時点では、履歴書（CV）と銀行の残高証明書を求められた程度で、書類の収集に苦労した記憶はない。アメリカは、2025年夏からの滞在の手続きが繁忙期を迎える時期にソーシャルメディア審査の強化に伴ってビザ面接の受付停止等を行っており、それをアメリカで見ながら影響を受けた方を気の毒に思いつつ、1年アメリカ滞在が早くて幸運だったと思っていた。しかし結果的には、筆者自身も滞在手続きで思いがけない遅延に直面したのであった。

- 1) 日本の在外公館の中には、在外公館で指紋採取しているところもあるようである。
- 2) 労働者採用時におけるアメリカの犯罪歴の取扱いについては、河野奈月「労働関係における個人情報の利用と保護——米仏における採用を巡る情報収集規制を中心に（2）」法協134巻1号（2017年）35頁以下参照。

とき・まさひと 東京大学大学院法学政治学研究科准教授。主著に『法人格を越えた労働法規制の可能性と限界——個別的労働関係法を対象とした日独米比較法研究』（有斐閣、2020年）。労働法専攻。